

放置違反金納付命令公示送達書

公委第1700427号

道路交通法第51条の4第18項の規定に基づき、道路交通法第51条の4第4項の規定による放置違反金納付命令を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので通知します。

なお、放置違反金納付命令書及び納入通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、来訪の上、受領してください。

令和 8 年 10 月 16 日

京都府公安委員会 印

記

1 放置違反金の納付期限

令和8年10月30日 まで

2 放置違反金納付命令を受ける者及びその件名

[illegible][illegible]

注： この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。